

滋賀県運動部活動指導員配置促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県運動部活動指導員配置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）ならびに滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、県内市町が設置する公立中学校において運動部活動の適正化を進めるために部活動指導員の配置を行う場合において、その経費の一部を補助し、部活動の一層の充実および教員の「働き方改革」の実現を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、別記の事業名の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別記の補助事業者の欄に掲げるものとする。

(交付対象経費および補助額)

第4条 補助事業に係る補助対象経費および補助事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の額は、別記に定めるところによる。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

3 補助金の交付決定は、補助金交付申請書が滋賀県教育委員会に到達してから 30 日以内に行うものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第 8 条 補助事業者は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式 3 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付した補助金の額の変更が交付決定額の 3 割に満たない場合には、この限りではない。

2 知事は前項の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、または条件を付すことができる。

(補助事業の中止または廃止)

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときはその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行及び支出状況について報告を求め、またはその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、速やかに様式 4 による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（中止または廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 1 か月を経過した日または滋賀県知事が指定する期日のいずれか早い日までに様式 5 による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告等の提出期限について知事の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式6により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第9条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部もしくは一部を取消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、同法施行令もしくはこの要綱またはこれに基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は補助事業者に対し、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項の(1)から(3)までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業を中止または廃止した日あるいは完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書ならびに決算書における計上科目および科目別計上金額を明らかにする様式8による調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第17条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく申請の取
下げ、第8条の規定に基づく計画変更の申請、第11条の規定に基づく状況報告、第12条の
規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関す
る条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し
て行うことができる。

(その他)

第18条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

別記（第3条および第4条関係）

補助対象事業の内容、補助対象経費および補助金額は次のとおりとする。

事業名	補助事業の内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
運動部活指導員配置促進事業	<p>公立の中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の設置者が、中学校において、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置することを目的とする事業で次の事項を満たしている事業</p> <p>(1)実施主体である中学校の設置者が設置する中学校全体で、スポーツ庁が平成30年3月に策定した「運動部活動の在り方に関するガイドライン」を遵守していること。</p> <p>(2)部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。</p>	市町	<p>左記の事業に要する経費のうち、次の経費（ただし、同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る）</p> <p>報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）</p> <p>期末手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）</p> <p>交通費（ただし、交通手段が車（ほかの交通手段がなく、真に車での移動がやむを得ないもの）の場合に限る。）</p>	各市町が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の2/3以内の額（千円未満切捨て）とする。